令和８年度

市民税・県民税・森林環境税

給与所得等に係る特別徴収のしおり

● 特別徴収とは ●

所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者（特別徴収義務者）が従業員（納税義務者）に支払う給与から市民税・県民税・森林環境税を天引きし、従業員等に代わり市町村に納入していただく制度です。原則としてアルバイト・パート、役員等を含むすべての従業員等から特別徴収していただく必要があります。

【お問い合わせ先】

大竹市市民生活部税務課市民税係

〒739-0692　大竹市小方一丁目 11 番 1 号

電話　0827-59-2128

市町村コード　342114

目　　次

１．提出書類について……１

２．異動に関する手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２－４

３．退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

４．特別徴収税額の決定（変更）通知書及び納入書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

５．特別徴収税額の決定（変更）通知書の見方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

６．納入書の訂正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

７．指定通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

８．給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記入例・・・・・・・・・・・・・・・・10

９．給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・11－13

10．特別徴収への切替申請書記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

11．特別徴収への切替申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15－16

12．特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

1．提出書類について

従業員が退職、休職した場合	**「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」**を提出してください。 （説明２－３ページ、記入例 10 ページ、様式 11－13 ページ）
転勤又は再就職先で特別徴収	
入社した従業員の特別徴収を開始する場合	**「特別徴収への切替申請書」**を提出してください。 （説明４ページ、記入例 14 ページ、様式 15－16 ページ）
会社の名称や所在地等に変更が生じた場合	**「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」**を提出してください。（説明４ページ、様式 17 ページ）
会社を廃業・休業した場合	特別徴収の対象者となっている<u>従業員全員</u>の**「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」**を提出してください。 （説明２－３ページ、記入例 10 ページ、様式 11－13 ページ）
会社を合併又は分割した場合	**①「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」**及び特別徴収の対象者となっている<u>従業員全員</u>の**②「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」**を提出してください。 ①（説明４ページ、様式 17 ページ） ②（説明２－３ページ、記入例 10 ページ、様式 11－13 ページ）

２．異動に関する手続きについて

① 特別徴収の対象となっている従業員が退職、転勤等で異動した場合

従業員が退職、転勤、休職、死亡等により、給与の支払を受けなくなった場合はその事由が発生した日の属する月の翌月 10 日までに、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」といいます。）を提出してください。

「異動届出書」を提出されない場合には、特別徴収義務が継続したままとなり、未納金額として督促状等が送付されることがありますので、異動が発生した場合は必ず提出してください。

＜異動後の未徴収税額の徴収方法について＞

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">退職・休職など</td><td rowspan="2">転勤・転職など</td></tr>
<tr><td>令和８年６月１日～12 月 31 日まで</td><td>令和９年１月１日～４月30 日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">未徴収税額の徴収方法</td><td>普通徴収（本人納付）
→（１）へ</td><td rowspan="2">原則一括徴収 ※
→（２）へ</td><td rowspan="2">特別徴収継続→（３）へ</td></tr>
<tr><td>一括徴収
→（２）へ</td></tr>
</table>

※退職後、令和９年５月 31 日までに支払予定の給与および退職手当等の合計額が未徴収税額以下である場合や死亡退職の場合に限り、普通徴収にすることができます。

（１）普通徴収（本人納付）の場合

「異動届出書」の受付後、未徴収税額を大竹市から従業員本人に通知し、納付書や口座振替により納めていただきます。

（２）一括徴収の場合

異動翌月以降の未徴収税額を最後に支払う給与又は退職手当等から一括徴収し、徴収した月の翌月 10 日までに納入してください。

（３）特別徴収継続の場合

未徴収税額を新しい勤務先で引き続き特別徴収します。異動前の勤務先の担当者は、新しい勤務先の担当者に月割額等を連絡したうえで、「異動届出書」の「新しい勤務先」欄の名称、所在地、特別徴収義務者指定番号、法人番号、電話番号、担当者氏名、月割額及び徴収開始月を記入し提出してください。

② 令和９年度の給与支払報告書提出後、「特別徴収税額の決定通知書」の送達前に退職、転勤等で異動した場合

給与支払報告書（令和８年中の支払分）を該当市町村に提出した後、従業員に退職、転職等の異動が生じ、令和９年度分について特別徴収ができなくなる場合は、令和９年４月 15 日までに、「異動届出書」を提出してください。
また、従業員が転居したことなどにより、令和８年１月１日現在の住所地の市町村と令和９年１月１日現在の住所地の市町村が異なる場合には、両方の市町村へ「異動届出書」の提出が必要となる場合があります。

（例）令和８年 10 月に○○市から大竹市へ転入し、令和９年３月 31 日に退職

令和８年度特別徴収	令和９年度の給与支払報告書	「異動届出書」の提出方法		
		提出先	提出書類	提出期限
○○市で特別徴収	大竹市へ提出済	○○市	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書（特別徴収に係る異動届出書）	令和９年４月 10 日
		大竹市	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書（給与支払報告に係る異動届出書）	令和９年４月 15 日

外国人を雇用する特別徴収義務者の方へ（お願い）

市民税・県民税・森林環境税（以下「市県民税」といいます。）が課税されている従業員（納税義務者）が退職後、出国（帰国等）される場合、出国後の市県民税の納税が困難となりますので、最後に支給する給与や退職手当などから未徴収税額を一括徴収していただくようご協力をお願いします。また、一括徴収が困難な方、翌年度の市県民税が課税される方は、次のとおりご説明をお願いします。

出国時期	必要な手続きについて
６月から 12 月までの間	現年度の市県民税が一括徴収できない場合は、従業員に対し「納税管理人 ※１」を選任し、大竹市に届出 ※２をしていただくようご案内をお願いします。
１月から５月までの間	現年度の市県民税を一括徴収できない場合に加えて、前年中の収入状況などにより翌年度の市県民税が課税される場合がありますので、従業員に対し「納税管理人 ※１」を選任し、大竹市に届出 ※２をしていただくようご案内をお願いします。

※１　納税管理人とは海外への出国等の理由により、納税義務者に代わり納税通知書等の受領、税額の納付等納税に係る事務を管理する人のことです。
　　このため、納税通知書等の書類は、納税管理人宛てに送付されます。

※２　納税管理人の届出等は、大竹市税務課市民税係（⑤番窓口）にご提出ください（様式は大竹市ホームページからダウンロードが可能です。）。

大竹市　納税管理人　検索

③ 新規採用等に伴い普通徴収から特別徴収へ切り替える場合

新規採用等に伴い入社した従業員を特別徴収へ切り替える場合は、「特別徴収への切替申請書」を提出してください。

＜提出時の注意事項＞

（１）普通徴収の納期限を過ぎたもの及び古い年分のものは、特別徴収への切替えができません。
（２）二重納付防止のため、普通徴収の納付書のうち納期未到来分は「特別徴収への切替申請書」に同封していただくか、破棄してください。
（３）65 歳以上の方の公的年金等に係る雑所得に係る市民税・県民税・森林環境税の税額は、特別徴収への切り替えができません。
（４）市民税・県民税・森林環境税（普通徴収分）を口座振替されている方は、ご希望の期から切替えできない場合があります。
（５）すでに特別徴収している事業所の場合、新たに納入書は送付しませんので、納入書の金額を訂正し納入してください（８ページ参照）。
（６）希望される月から特別徴収を開始できない場合があります。

④ 会社の名称や所在地等に変更が生じた場合

会社の名称や所在地、書類の送付先等に変更が生じた場合は「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。なお、代表者の変更のみでその他の事項に変更がない場合は、提出の必要はありません。

⑤ 会社を廃業・休業した場合

解散や休業等により、特別徴収が継続できなくなる場合は特別徴収の対象者となっている従業員全員（毎月の特別徴収税額が０円である者も含む）の「異動届出書」を提出してください。「異動届出書」を提出されない場合には、特別徴収義務が継続したままとなり、未納金額として督促状等が送付されることがありますので、異動が発生した場合は必ず提出してください。

⑥ 会社を合併又は分割した場合

「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」及び特別徴収の対象者となっている従業員全員（毎月の特別徴収税額が０円である者も含む）の「異動届出書」を提出してください。

３．退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について

退職手当等に係る市民税・県民税は、所得税と同様に他の所得と区分し、退職手当等が支払われる際にその支払者が税額を計算し、支払金額から計算した税額を差し引いて支払を受けるべき日の属する年の１月１日現在における退職手当等の支払を受ける者の住所地の市町村へ納入することとされています。

① 退職手当等に係る市民税・県民税が課税されない人及び徴収する必要のない人について

退職手当等に係る市民税・県民税が課税されない人	１．退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の１月１日現在において、生活保護法による生活扶助を受けている人 ２．退職手当等の収入金額が、退職所得控除額より少ない人
退職手当等に係る市民税・県民税を徴収する必要のない人	１．退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の１月１日現在において国内に住所を有しない人 ２．受給者本人の死亡により支払われる退職手当等で、相続税の課税対象となる場合

② 提出書類について

特別徴収票（※１）	課税の有無にかかわらず、退職後１か月以内に大竹市へ１部提出（※２）
納入申告書	退職手当等に係る市民税・県民税が課税される場合は、大竹市へ提出

（※１）特別徴収票は、所得税の退職所得の源泉徴収票と同一の用紙となっており、税務署で配布しています。

（※２）令和７年度税制改正により、令和８年１月１日以後に支払われる退職手当等については、役員・従業員を問わず、すべての受給者について「特別徴収票」を市町村へ提出することとされましたが、令和８年度税制改正により、eLTAX による簡便な提出方法が整備されるまでの当分の間は、経過措置として市町村への提出を省略することができます（法人の役員分を含む）。

③ 納入方法について

退職手当等に係る市民税・県民税は、徴収した月の翌月 10 日（土曜日、日曜日、祝日又は休日に当たる場合には、その翌日）までに納入してください。納入の際は、「納入書」と同一用紙になっている「市民税・県民税納入申告書」（納入済通知書の裏面）に必要事項を記入してください。

４．特別徴収税額の決定・変更通知書及び納入書について

① 令和８年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）

会社（特別徴収義務者）が各従業員（納税義務者）の給与から徴収していただく各月ごとの納付額とその合計額を記載した通知書ですので、大切に保管してください。なお、電子データによる受け取りを選択した場合、eLTAX を経由して特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子データ（正本）を送信し、書面による通知はしませんのでご注意ください。

② 令和８年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定（変更）通知書（納税義務者用）

各従業員（納税義務者）に市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額を通知するものです。未開封のまま速やかに各従業員にお渡しください。会社（特別徴収義務者）からの課税内容に関する質問等には、お答えできませんので、本人からお問い合わせいただくようご案内ください。なお、電子データによる受け取りを選択した場合、eLTAX を経由して特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データを送信し、書面による通知はしませんのでご注意ください。

③ 令和８年度市民税・県民税特別徴収納入書

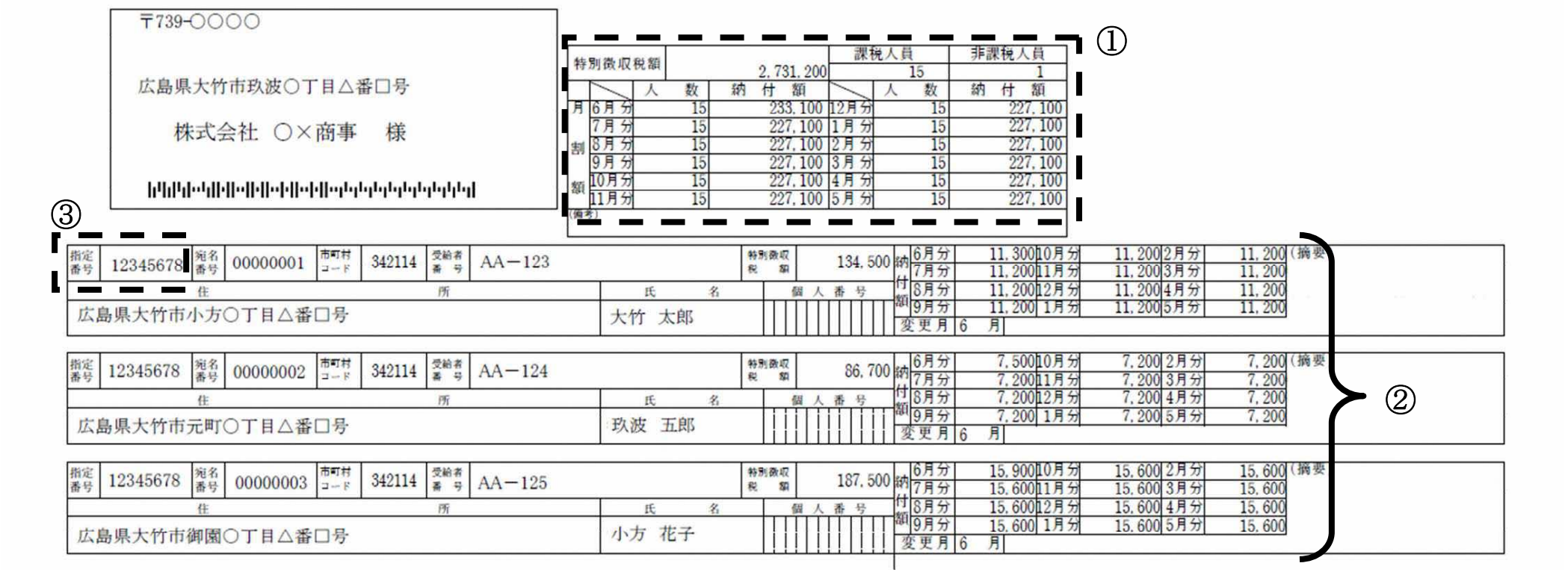
６月から翌年５月分の 12 枚＋予備２枚の計 14 枚をお送りしますので、毎月の特別徴収税額を納入する際にご使用ください（年度の途中で特別徴収を開始した場合や納期の特例※を適用している場合など枚数が異なることがあります。）。大竹市では、年の中途で税額が変更となった場合、変更後の納入金額を印字した納入書は送付しておりません。変更月以降の納入書については、「納入金額(1)」欄に印字済みの税額を２本線で抹消（訂正印は不要）し、「納入金額(2)」欄の「給与分」及び「合計額」欄に変更後の金額を記入の上、お納めください（詳しくは８ページをご確認ください。）。
なお、給与支払報告書総括表において納入書の送付不要を選択されている場合には納入書を送付しておりません。給与支払報告書総括表の記載を誤った場合や年度の途中で納入方法が変更となった場合は、大竹市市民生活部税務課市民税係までご連絡ください。

※納期の特例とは、特別徴収義務者の事務負担の軽減を図るため、毎月徴収した月割額を、次のとおり年２回にまとめて納入できる制度です。適用要件や申請書等に関しては大竹市ホームページをご覧ください。

徴収月	納期限
令和８年６月から令和８年 11 月分まで	令和８年 12 月 10 日
令和８年 12 月から令和９年５月分まで	令和９年６月 10 日

大竹市　納期の特例	検　索

５．特別徴収税額の決定（変更）通知書の見方について



〒739-○○○○

広島県大竹市玖波○丁目△番□号

株式会社　○×商事　様

①

特別徴収税額	2,731,200	課税人員	15	非課税人員	1

月割額		人数	納付額		人数	納付額
	6月分	15	233,100	12月分	15	227,100
	7月分	15	227,100	1月分	15	227,100
	8月分	15	227,100	2月分	15	227,100
	9月分	15	227,100	3月分	15	227,100
	10月分	15	227,100	4月分	15	227,100
	11月分	15	227,100	5月分	15	227,100

（備考）

③

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	住所	氏名	個人番号
12345678	00000001	342114	AA－123	134,500	広島県大竹市小方○丁目△番□号	大竹　太郎	

納付額						
6月分	11,300	10月分	11,200	2月分	11,200	（摘要
7月分	11,200	11月分	11,200	3月分	11,200	
8月分	11,200	12月分	11,200	4月分	11,200	
9月分	11,200	1月分	11,200	5月分	11,200	
変更月	6　月					

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	住所	氏名	個人番号
12345678	00000002	342114	AA－124	86,700	広島県大竹市元町○丁目△番□号	玖波　五郎	

納付額						
6月分	7,500	10月分	7,200	2月分	7,200	（摘要
7月分	7,200	11月分	7,200	3月分	7,200	
8月分	7,200	12月分	7,200	4月分	7,200	
9月分	7,200	1月分	7,200	5月分	7,200	
変更月	6　月					

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	住所	氏名	個人番号
12345678	00000003	342114	AA－125	187,500	広島県大竹市御園○丁目△番□号	小方　花子	

納付額						
6月分	15,900	10月分	15,600	2月分	15,600	（摘要
7月分	15,600	11月分	15,600	3月分	15,600	
8月分	15,600	12月分	15,600	4月分	15,600	
9月分	15,600	1月分	15,600	5月分	15,600	
変更月	6　月					

②

① 会社（特別徴収義務者）が納入する従業員（納税義務者）全員の月割額が記載されています。毎月納入する際にご確認ください。

② 従業員（納税義務者）個別の月割額が記載されています。特別徴収の対象となっている従業員の人数分（特別徴収税額が０円の従業員も含む）記載されています。すでに「特別徴収への切替申請書」を提出済で記載がない場合や「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出済で記載がある場合は、大竹市市民生活部税務課市民税係までご連絡ください。

③ 大竹市が会社（特別徴収義務者）ごとに発行する番号です。番号は各市町村によって異なります。大竹市に「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」や「特別徴収への切替申請書」等を提出する場合、「特別徴収義務者指定番号」の欄に③の番号を記入してください。

６．納入書の訂正について

①　年度の途中で税額が変更となった場合



印字されている金額を２本線で抹消（訂正印不要）

変更後の金額を記入

合計額を記入

②　退職所得分の税額をあわせて納入する場合



印字されている金額を２本線で抹消（訂正印不要）

退職所得分の金額を記入

合計額を記入

【注意事項】

●記入例は「納入書」ですが、「領収証書」と「納入済通知書」もあわせて訂正が必要です。

●￥マークは記入しないでください。

●数字が枠からはみ出さないよう記入してください。

●黒のボールペン又はペンで記入してください。

●修正液、修正テープ等は使用しないでください。

●退職所得分の税額を納入する場合は「納入済通知書」裏面の納入申告書も記入してください。